

静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会規則

平成18年3月31日

規則第24号

静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会規則をここに公布する。

静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県民の豊かな暮らしを支える食と農の基本条例(平成17年静岡県条例第94号。以下「条例」という。)第20条第4項の規定に基づき、静岡県食と農が支える豊かな暮らしづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 条例第20条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者
- (2) 農業者の意見を代表する者
- (3) 農業団体を代表する者
- (4) 消費者の意見を代表する者
- (5) 食品関連事業者が組織する団体を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経済産業部において処理する。

(一部改正 [平成19年規則29号・22年18号])

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第29号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第18号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。